

池田町公式SNS運用方針

(目的)

第1条 本方針は、池田町の公式SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のアカウント（以下、「町公式SNS」という。）の運用に関する事項について定める。

(基本方針)

第2条 町公式SNSは、町の出来事や魅力、行政情報、緊急情報等を発信することにより、利用者の情報収集の利便性を高め、池田町に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(運用主体及びアカウント等)

第3条 町公式SNSの運用主体は、運用責任者を総務課長、運用担当者を総務課広報聴係とし、アカウント等は次のとおりとする。

- (1) Twitter アカウント名：北海道池田町
 ユーザー名：@hokkaido_ikeda
 URL：https://twitter.com/hokkaido_ikeda
- (2) Facebook ページ名：北海道池田町
 ユーザーネーム：@hokkaido.ikeda
 URL：https://www.facebook.com/hokkaido.ikeda

(意思決定)

第4条 町公式SNSを運用する際は、総務課長の確認を得て行う。

(更新時間)

第5条 町公式SNSへの情報掲載は、原則として開庁時間内（平日の午前8時45分～午後5時30分）に、運用担当者が必要に応じて行う。ただし、それ以外の時間にも状況に応じて更新を行う場合がある。

(発信する情報)

第6条 町公式SNSでは、次の情報を発信する。

- (1) 町内の行事、イベント、取組み
- (2) 町内の施設、団体、個人等を紹介するもの
- (3) 町の魅力発信につながるもの
- (4) 行政情報
- (5) 公開で行う会議の開催に関わるもの
- (6) 災害関連情報等の緊急情報
- (7) 池田町ホームページに掲載するもの
- (8) 政府機関、地方公共団体、各団体等の発信する関連情報を「シェア」、「フォロー」、「リツイート」等するもの
- (9) その他、必要な情報

(コメント等への回答)

第7条 町公式SNS上で寄せられたコメント等への回答は、原則行わない。なお、閲覧者が質問・意見等を寄せる場合は、池田町ホームページ内の「お問い合わせ」を利用するものとする。

(免責事項)

第8条 町公式SNSの運営に係る免責事項については、次のとおりとする。

- (1) 町公式SNSに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブルや紛争、損害が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- (2) 池田町は、利用者に投稿された町公式SNSに対する「リプライ」、「リツイート」、「コメント」等について、一切の責任を負わない。
- (3) 「コメント」等の投稿に係る著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属し、投稿されたことをもって、利用者は池田町に対し、投稿コンテンツを全世界において非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、池田町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。
- (4) 利用者より、以下の各項に該当する「コメント」等の投稿があった場合、予告なく全部または一部を非表示、削除、拒否を行う。

ア 法令等に違反する内容、または違反する恐れのあるもの

イ 公序良俗に反するもの

ウ 犯罪行為を助長するもの

エ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を傷つけるもの

オ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等のプライバシーを害するもの

カ 著作権、商標権、肖像権など池田町または第三者の知的所有権を侵害するもの

キ 営利を目的としたもの

ク 政治、宗教活動を目的としたもの

ケ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や不評を助長するもの

コ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの

サ わいせつな表現などを含む不適切なもの

シ 他の利用者、第三者になりすますもの

ス 同一の利用者による繰り返しの投稿

セ 有害なプログラム等

ソ 第三者の削除依頼により、削除が適当であると判断したもの

タ SNSの利用規約に反するもの

チ 町公式SNSが発信する内容の一部または全部を改変するもの

ツ その他、町が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(知的財産権)

第9条 町公式SNSに掲載される内容に関する知的財産権は次のとおりである。

町公式SNSに掲載される写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、池田町

または正当な権利を有するものに帰属し、私的使用または引用等は、法律上認められた行為のみ可能とする。ただし、掲載内容に転載禁止等の注記がある場合は、この限りではない。

(運用方針の周知・変更等)

第10条 町公式SNS運用方針の周知、変更等については、次のとおりとする。

町公式SNS運用方針は、令和2年12月10日から適用する。なお、本方針は、必要に応じて告知なく変更する。